

LIMS 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、Life In Motion Strength（以下「当クラブ」といいます）をご利用いただくすべての方に適用されます。会員登録の前に、必ず本規約をご確認ください。

第1条（運営管理）

当クラブの運営・管理（会員資格の得喪・変更、会費その他の諸費用の収受、本規約の制定・変更等）は、Life In Motion 株式会社が行います。

第2条（入会資格）

当クラブに入会できる方は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

1. 本規約を承諾し、当クラブの趣旨に賛同すること。
2. 医師により運動を禁じられていないこと。
3. 刺青・タトゥーがある方、公序良俗に反する言動のある方、反社会的勢力の関係者でないこと。
4. その他、当クラブが不適当と判断した場合は、入会をお断りすることがあります。

第3条（入会手続）

入会希望者は所定の手続きを経て、当クラブの承認を得たうえで、入会金および会費をお支払いいただきます。未成年者の場合、保護者の同意および連帯責任が必要です。

この場合、保護者は自ら会員となった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条（入会金）

入会金は、契約締結に要する費用として所定の方法で当クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は入会契約締結後及び履行のための必要経費であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条（会員資格の停止・除名）

会員が以下のいずれかに該当する場合、当クラブは会員資格を一時停止または除名することがあります。

1. 会費等の滞納が3ヶ月以上ある場合。
2. 設備・機材の故意による破損。
3. 当クラブの名誉や信用の毀損、規約違反、または秩序を乱す行為。
4. 入会時の申告に虚偽があった場合。

5. 他の会員への迷惑行為、感染症の罹患等。
6. その他、当クラブが会員として不適当と判断した場合。

第6条（会費の支払）

会員は、定められた会費等を当クラブ指定の方法で支払うものとします。施設を利用しない月であっても、在籍している限り会費は発生します。

第7条（休会制度）

1. 休会を希望する場合は、毎月10日（10日が休業日の場合は翌営業日）までに所定の手続きを行うことで、翌月より休会できます。締切を過ぎた場合は翌々月からの適用となります。
2. 休会は1～6ヶ月を上限とし、所定の休会費が必要です。延長希望の場合も同様に申請が必要です。

第8条（会員種別の変更）

会員種別の変更は、毎月10日までの申請により、翌月から適用されます。それ以降の申請は翌々月扱いとなります。

第9条（退会）

退会希望者は、毎月10日までに所定の退会届を提出することで、当月末で退会できます。電話・口頭による申し出は無効です。期日を過ぎた場合は翌月末日での退会となります。当クラブが退会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。

第10条（休館日・臨時休業）

定休日・季節休業日は別途定めるものとし、施設点検・補修・天災等の理由により臨時休業する場合があります。原則として事前に掲示しますが、緊急時はこの限りではありません。

第11条（施設利用の制限）

当クラブは、以下の事由により、施設の一部または全部を臨時休業または閉鎖することがあります。

1. 自然災害・事故等による営業困難。
2. 施設修繕、法令変更、社会情勢等の変化。
3. その他運営上やむを得ないと判断される場合。

第 12 条（責任の制限）

1. 会員は自己責任と危険負担において他の会員と協調して施設を利用してください。
2. 当クラブは、利用中の事故・怪我・盗難等に対して、故意または重過失がない限り責任を負いません。
3. 当クラブ内外での会員間のトラブルに関しても同様です。
4. 会員は、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならない。
5. 許可なく営利目的の指導行為を行ってはなりません。

第 13 条（規約の変更）

本規約および会費等の改訂及び変更、規約に基づく会員が負担すべき諸費用を、社会情勢等を踏まえ、当クラブが必要と判断した場合に変更できます。変更時は 1 ヶ月以上前に、施設掲示または当社ウェブサイトにて通知します。

第 14 条（施行日）

本規約は 2025 年 4 月 28 日より施行します。